

## 文 《参考文献》

- 論  
池田亨 一九九五 「第一章 農耕生活」十日町市史編さん  
委員会編『十日町市史 資料編八 民俗』十日町市役所  
池谷和信 一〇〇三 『山菜採りの社会誌』東北大学出版会  
卯田宗平 一〇〇一 「新・旧漁業技術の拮抗と融和」『日本  
民俗学』一一六  
卯田宗平 一〇〇三 「ヤマアテとGPS」篠原徹編『越境』  
朝倉書店  
小林恒夫 一〇〇二 「傾斜地水田(棚田) 稲作の維持継続を  
可能とする生産組織の仕組みに関する一考察」『農業経営研  
究』第四〇巻第二号  
駒形恵 一九八七 「佐渡における稻作のはじまり」『新潟県  
伝説の旅』新潟日報事業出版部  
斎藤卓志 一九八七 「稻作灌漑の伝承」堺屋図書  
佐久間惇 一九七二 直江廣治監修『新発田市史資料第五  
巻 民俗(上)』新発田市史刊行事務局  
真野俊和 一〇〇九 『日本民俗学原論』吉川弘文館  
高橋そよ 一〇〇四 「沖縄・佐良浜における素潜り漁師の漁  
場認識」『エコソフィア』一四

- 竹川大介 一〇〇三 「実践知識を背景とした環境への権  
利」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇五集  
竹田和夫 一九九七 「新潟県の棚田・千枚田について」『月  
刊文化財』一月号  
中島峰広 一九九九 『日本の棚田』古今書院  
本田裕子・林宇 一〇〇九 「放鳥直後期におけるトキ放鳥  
への住民意識」『山階鳥学誌』四一  
新穂村史編さん委員会 一九七六 『新穂村史』新潟県佐渡郡  
新穂村  
三田牧 一〇〇四 「糸満漁師、海を読む」『民族學研究』六  
八／四  
向山雅重 一九八四 『伊那農村誌』慶友社  
安室知 一九九八 『水田をめぐる民俗学的研究』慶友社  
山本早苗 一〇〇三 『棚田における水利組織の構成原理と  
領域保全』『水資源・環境研究』一六  
山本早苗 一〇一三 『棚田の水環境史』昭和堂

## 小特集 無形文化遺産政策のホツトス・ボツト・中国 —中國民俗学の経験から学ぶ—

### 文化遺産時代の民俗学

—「間違つた」元論 (mistaken dichotomy) を乗り越えろ—

冒

豊

日本民俗学279号 一〇一四年八月

現在、私たちの社会は、「文化遺産時代」に入っている。その時代は一言で言えば、古くから「継承」される「伝統文化」が脚光を浴びる時代である。また、伝統文化がもつ、かつては看過された、あるいは気がつかれなかつたような価値が発見される時代でもある。私たちは、「古い文化」の「新しい価値」を発見するために長い年月を必要とした。その価値は、ほんの数十年前に、ようやく見出された。しかし、その価値は、けつして自然と見つけられたわけではない。グローバルな政治や経済の動きと密接に関わりながら、人為的、作為的な価値構築の過程を経て、発見されたのである。

百年前には、無形文化遺産は、この世の中に存在しなかつた。

」のように書くと、「いや、ユネスコの無形文化遺産に登録されている中国の昆曲（崑曲）や剪紙、花火などは、ゆうに数百年の歴史を有しているのだから、百年前にも無形文化遺産は存在した」と主張する人もいるであろう。確かに、現在、無形文化遺産と賞されるそれらの文化は、数百年どころか千年以上の歴史を有しているのかかもしれない。しかし、その長期にわたる歴史はそれぞれの個々の文化の歴史であり、無形文化遺産の歴史ではない。当然ではあるが、百年前には、無形文化遺産という概念自体が存在しなかつた。したがって、その時代にそれぞれの文化を無形文化遺産として認識する、またその無形文化遺産としての価値を発見することは、あり得なかつたはずである。すなわち百年前には、それらの文化は無形文化遺産ではなく、ただの個々の文化だつたのである。それは、その時代の文化として、その時代の社会のなかで一定の価値を有し、人びとに必要とされていた。しかし、その価値は無形文化遺産といった「遺産」が有する現代的な価値ではなかつた。その点において、文化遺産時代に到達する以前の最初の段階を「前・文化遺産時代」として指定できるであろう。

この「前・文化遺産時代」に次いで訪れるのが、「反・文化遺産時代」である。その時代の到来は、社会や経済、政治、文化の近代化と軌を一にするものである。その時代には、古くから継承された伝統文化の価値が低く見られたばかりか、むしろその文化は積極的に否定視され、消し去ろうとされた時代であった。日本では一九世紀中葉の近代の開始以来、西欧の文化が大量に移入され、その価値が高く評価されたが、それとは対照的に、日本在来の伝統文化は軽視されてしまつた。

時代こそ異なれ、中国でも同様の西欧主義の浸透は同様にみられ、五・四新文化運動など旧来の文化の改良運動も起つた。また、日本では、一九六〇年代の高度経済成長期には、新しい近代文化が礼讃され、地方の伝統文化は価値がない文化、遅れた文化、垢抜けしない文化、野暮ったい文化として打ち捨てられそうになつた。同じ時代に中国では、文化大革命によって伝統文化——とくに信仰に関わる文化——が「迷信」と云うレッテルを付されて、否定される対象となつたのである。

ところが皮肉なことに、この一九世紀以降の「反・文化遺産時代」は、文化遺産という価値を生み出すきっかけとなる。

なつた時代でもあつた。世界的に見て、従来の伝統文化を否定し、軽視する動きが高まるこの時代に、反作用としてfolklore=民俗の価値が見出され、その結果、その民俗を考究する學問・folklore=民俗学が生みだされたことに、私たちは注目しなければならない。近代における在来伝統文化の否定の動きは、逆にそれに価値を見出し研究する運動体を生み出すきっかけともなつたのである。日本や中国においても、伝統文化の価値を認識しなかつた「前・文化遺産時代」の後に、「反・文化遺産時代」が訪れるが、そこで奇しくも共に民俗学が生み出されている。ただ、その時代には、まだあくまで地方の民間文化や伝統文化は「民俗」として括られていたのであり、無形文化遺産ではなかつたのである。

無形文化遺産、あるいは「遺産」という言葉は、現代民俗学にとって、とても重要なキーワードになつてゐる。それによつて、ときに民俗学は活気づけられ、またときに民俗学は翻弄される。しかし、当然ながらその語や概念自体は、民俗学が生み出した用語や概念ではない。それは、グローバルな文化政策のなかで生み出された、学術界も含め込んだ政治的な用語なのである。

## II 「財」から「遺産」へ

長い歴史を有する文化を「遺産（heritage）」ふむふむと考えが主流になるのは、一九七〇年代以降のことである。第二次世界大戦後に、国際連合の枠組みができる、世界的な文化政策がユネスコを中心に関始されるが、その当初は「遺産」ではなく「財（property）」として文化を認識していた（七海 110-111）。たとえば、一九五四年にオランダのハーグで「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict）」が締結されたが、そこでは対象となる文化はあくまで「文化財（cultural property）」であつた。まだ、一九七〇年には、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約（Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership

of Cultural Property)」が締結されたが、それ「財」であった。それまで、保護の対象となる文化は、絵画や彫刻などの「優れた」「美しい」美術品=物質文化が主流となれていた」とから、文化を「財」として扱うことは致し方なかったのである。ちょうど同じ頃、一九五〇年に日本で施行された法律「文化財保護法」でも、やはり当初は芸術的な物質文化（有形文化）を対象としていたため、「財」として認識されているのである。

しかし、一九七〇年代に文化資源をめぐる「財」という考え方には、「遺産」<sup>くふ</sup>の大おへ転換させられる。一九七一年、世界各国の文化や自然の政策に多大なインパクトを与えた条約=「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage)が締結されて以降、「財」から「遺産」へとふうへ伝統文化のといえ方の変化は顕著になる。一九七二年にはアメリカで、南米アンデスの民謡をもとに作られた「El Cóndor Pasa（コンドルは飛んでいく）」が大ヒットし、多大な経済的利益を生み出したが、その利益は、その伝統民謡の起源地に居住し、その民謡を担ってきたアンデス地方の人びとには一銭も還元されなかつた。この点をボリビア大使が批判し、著作権の枠組みや民間伝承を保護するなどをユネスコ事務局長に書簡で訴えたところを契機に、無形文化に対する関心が高まつてゆく。その後、一九八〇年には、ユネスコによる「文化的多様性に関する世界宣言」(UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity)が採択され、一九九〇年には「人類の口承及び無形遺産の傑作」(Masterpieces of the Oral and Intangible Heritage of Humanity)が制定され、一九九四年には「無形文化遺産の保護に関する条約」(Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage)が締結される。遺産の枠組みが無形文化にまで拡大されたことは周知のところである。

民俗学者ならば、その後の十年間で文化の優品主義が一形式上、理想上克服され、コミュニティ主体の文化が重視されたいと、無形文化遺産をめぐるグローバル・ポリティクスが、世界各国の文化政策に多大な影響を与えたことなどを、知らないものはない。まさに、文化遺産時代の真っ只中に、私たちは生きているのである。そして、その文化遺産時代のホットスポットとして、いま世界中から注目されているのが「中国」なのである。

### III 文化遺産時代のホットスポット・中国

中国の無形文化遺産保護政策、ならびにそれを取り巻く状況を知れば、世界の無形文化遺産の現在、そして未来が理解できる——そのように考え、二〇一三年一〇月、日本民俗学会は第六五回国年会の席上で国際シンポジウム『無形文化遺産政策のホットスポット・中国—中国民俗学の経験から学ぶ』を開催した。そこには、中国の無形文化遺産の政策、あるいは学問状況に深く関与し、そして考究する四名の中国民俗学者を招聘した。

ユネスコによる世界的な文化政策である無形文化遺産保護政策は、各国の政治、文化、地域社会、そして民俗学に大きな影響を与えつつあるが、とくに中国では、近年、この無形文化遺産をめぐる動きが著しく活発化している。そこでは二〇〇六年、「国务院關於公布第一批國家級無形文化遺產名錄的通知」によつて、五一八項目の国家級の無形（非物質）文化遺産が名録に登録された（第一回登録）。ユネスコの展開するグローバル・ポリティクスは、中国という一国の文化政策に激烈なインパクトを与えたのである。国家級の文化遺産名録への登録に際しては、「突出した歴史、文化と科学的価値」「集団における世代伝承性」「当地への比較的大きな影響性」、そして以上の条件とともに、「消失の危機に瀕しているもの」という条件が挙げられてくる。この登録の後、第二回登録、および第一回登録の拡大（二〇〇八年）、第三回登録（二〇一一年）を経て、国家級無形文化遺産は、一一一九項目に上る伝統文化が登録されている。この登録数は、日本の国家レベル（国指定）の無形文化遺産ともいえる重要無形文化財が一九五〇年以降一〇三件、重要無形民俗文化財が一九七五年以降一八六件しか指定されてこなかつた（二〇一四年六月一日現在）状況と比べれば、その規模とスピードにおいて特筆すべき事柄であったことが理解できるであろう。また、二〇一一年には「中华人民共和国非物质文化遗产法」が制定され、「調査」「項目名録（登録）」「伝承と伝播」「法律責任」等の管理制度が整えられた。

このような中国における無形文化遺産保護政策に、中国の民俗学、そして多くの民俗学者が積極的に関与してきた。政策の立案段階から、具体的な登録段階の調査、審査等に多くの民俗学者が関与してきたのである。また、二〇一二

年にパリで開催された無形文化遺産締約国第四回会議において、中国民俗学会は「無形文化遺産保護政府間委員会」の諮問機関となっている。さらに中国民俗学会は、アメリカ民俗学会のThe China-US Forum on Intangible Cultural Heritage (FICH) を組織し、文化をめぐる公共政策に関する共同研究を行つてゐる。この問題の検討の場は、現在ではすでに国際化しつつあるのである。

まあに中国は、無形文化遺産に関する政策や研究の世界の「ホットスポット」といふべき。当該シンポジウムでは、その中国における無形文化遺産政策が、民俗学者や民俗学の研究者ソサエティー（中国民俗学会）にどのような影響を与える、その影響を民俗学としてどのように理解すべきであるのかを、この問題を取り組んできた研究者たちとともに検討した。そこではさまざま重要な論点が議論されたが、最も重要かつ解答を出すのが最も困難な課題として、民俗学者の社会における実践の必要性と、一方でその実践が生み出すディシプリンへの悪影響の問題が提示された。前者の意見は主として陳勤建氏が主張した。それは、単に学問世界に閉じ籠もるだけでは民俗学者の使命は果たせたとは言えず、積極的に民俗学者が社会のなかで貢献すべきであるという意見であった。一方、後者の意見は施愛東氏が主張したものである。それは、無形文化遺産保護運動が、民俗学にとって正負両面あるように見えるが、より詳細に見ていけば、プラスの面というのは一時的なものであつて、学術面では民俗学の理論構築など基礎的な学術活動がおろそかになつて、「負の遺産」として後世にマイナス面が残されるという意見であった。

この両者の意見は、正反対の対抗した意見のように見えるが、実は表裏一体の関係にある問題である。陳氏の主張にあるような社会実践を極端に推し進めると、施氏が指摘するような民俗学の学術的進歩を阻害する問題が生じる可能性がある。一方、施氏の主張にあるような民俗学の学術中心主義を極端に推し進めると、社会と民俗学は乖離し、陳氏が主張するように社会のなかでの存在意義や存在感を低下させることになるであろう。

#### 四 「間違った」元論 (mistaken dichotomy) を乗り越える

この議論は、アメリカにおいて一九八〇年代後半にアカデミック民俗学者と公共民俗学者との間でとり交わされた議論と、とても似ている。それは、いまでも十全に決着していない。現在、アメリカ民俗学における公共民俗学の存在感は、非常に大きくなっているが、しかし、いまでも公共民俗学者とアカデミック民俗学者との間には、実践に対する考え方の違いが存在する。実際、アカデミック民俗学者は、公共民俗学者がパブリックセクターと結び付きながら、政治的に関与を行うことや、地域文化に対して外部から介入することに違和感を抱いている。一方、公共民俗学者は、アカデミック民俗学者の熱中する学問的営為が、社会的には全くといって良いほど貢献してこなかつたことに対し違和感を抱き続けている。現在ではあまり表面化しないものの、このようなアカデミック民俗学者と公共民俗学者との相互不信は、いまだ根強いのである。

このようない、社会における実践肯定派と実践否定派との意見の食い違いに対し、アメリカの著名な民俗学者バーバラ・カーシエンブラット-ギンブルート (Barbara Kirshenblatt-Gimblett) は、その食い違いを乗り越える重要な視点を含む論考を提示している [Kirshenblatt-Gimblett 一九八八]。彼女は公共民俗学の進展により、民俗学は制度的なディシプリンとして強化され、それにより民俗学を学んだ者たちの職業の幅が拡大されて、民俗学は学生たちをリクルートする」とに成功したといふ [Kirshenblatt-Gimblett 一九八八：一四一]。しかし、それは助成金などを出す政府等の主張を無批判に「擁護 (advocacy)」する危険性を孕んでいる。一方で、アカデミック民俗学はその擁護から離れて、批判的な言説を立ち上げるが、一方で、アカデミック民俗学者が果たせるとも主張する [Kirshenblatt-Gimblett 一九八八：一五二]。彼女はまた、公共部門の行為が、その行為に関わる人びと—役人や公共民俗学者—それ自体に変化を及ぼすインパクトを、民族誌的アプローチを通じて研究するという重要な役割を、アカデミック民俗学者が果たせるとも主張する [Kirshenblatt-

(mistaken dichotomy)」であると主張する。

彼女の主張では、アカデミック民俗学者が、一種、公共民俗学者や政府の「監視人」のような役割を果たすと云ふ、かなり限定された立場性が主張されているが、私たちは、もつと積極的に、アカデミック民俗学者と公共民俗学者との関係性の問題—協働—、むろん学問の社会実践について考えねばならない。当該シンポジウムでの熱い議論によりて、社会における実践は、はつありと肯定したり、否定したりできるような簡単な問題ではない」とが、再度確認された。その問題を単純化して白黒つけることは、「間違った二元論」に陥ってしまうことなのである。この「間違った二元論」に陥らず、学問と社会実践のバランスを巧く取ることが、いまの民俗学には求められているのである。しかし、そのバランスを取ることは、「言うは易く行うは難し」である。

すべての制度がそうであるように、無形文化遺産の保護制度は、将来は新味を失つて陳腐化するであろう。無形文化遺産の指定や登録が進めば進むほど、その数は増え、その「肩書き」のありがたみがなくなってしまう。それを恐れでか、ユネスコは登録数を非常に少なめに限定し始めた—登録作業に関わる事務局のマンパワー不足が表向きの理由となつてはいるが…—が、そのような数の問題以上に、次第に新味を失うことにより、その制度としての力を失つてしまつことが、その制度にとっては由々しき問題なのである。そのような時代が、将来必ずや訪れるであろう。その時代は、「ポスト・文化遺産時代」といつても過言ではない。この「ポスト・文化遺産時代」に、民俗学がいかに活気のある学問となるのか、さらに民俗学がいかに社会に貢献できるのか、いまから考え始めなければならない。今回のシンポジウムにおける中国の民俗学者たちの問題提起は、今後の日本民俗学における議論の起点となつたはずである。

当該シンポジウムに、詳細かつ有意義な情報をもたらし、活発な討議をしていただいた陳勤建(華東師範大学)、叶濤(中国社会科学院)、施愛東(中国社会科学院)、陳志勤(上海大学)の四名の先生方と、開催の準備段階での協力いただいた中国民俗学会に心より感謝申し上げる。なお、このシンポジウムは日本民俗学会とともに、科研基盤(B)「現代市民社会における「公共民俗学」の応用に関する研究—「新しい野の学問」の構築—」(研究代表・菅豊)が共

催した。本小特集は、そのシンポジウムでの発表原稿をベースとしている。原稿作成にあたり、西村真志葉氏に翻訳、室井康成氏に校訳の労をとつていただいた。改めて、心より感謝申し上げる。

### 『誤解文獻』

Kirshenblatt-Gimblett, Barbara 1988 Mistaken Dichotomies, *Journal of American Folklore* 101(400), pp.140

-155.

七海みゆ 110 | 『無形文化遺産とは何か—ユネスコの無形文化遺産を新たな視点で解説する本』、彩流社

## 編集後記(第279号)

本号は、石本敏也論文が1本入り何とか形になりましたが、編集担当からの依頼による小特集と併せないと1冊にならないような深刻な掲載原稿不足がこのところ続いています。『日本民俗学』は全国規模の学会誌として、民俗学の研究を推進していかなければならぬと思っております。会員の皆様におかれましては、夏休みの調査と研究の成果など、論文、研究ノート、調査活動報告等のカテゴリーで、ぜひふるってご投稿いただけますようお願い致します。

(編集担当)

編集担当理事 鈴木 正崇 阿南 透 内田 忠賢 鈴木 岩弓  
関沢まゆみ 常光 徹  
英文担当 吳 君秋

## 日本民俗学 第279号

2014年(平成26年)8月31日発行

編集兼  
発行者 日本民俗学会

会長 岩本 通弥

〒113-0034 東京都文京区湯島4-12-3  
TEL・FAX 03-5815-2265  
E-mail folklore@post.nifty.jp  
URL http://www.fsjnet.jp/  
振替口座 00100-3-536466

印刷所 よしみ工産株式会社  
〒804-0094 福岡県北九州市戸畠区天神1-13-5

会員領布 会費年額 8,000円  
(入会を希望する方は学会事務局までお問い合わせください。)

図〈日本複写権センター委託出版物〉  
本書の無断複写(コピー)は、著作権法上の例外を除き、禁じられています。  
複写を希望される場合は、(中法)学術著作権協会(03-3475-5618)の  
お問い合わせください。

## 日本民俗学

第279号(2014年8月31日発行)

### 目次細目

#### 論 文

棚田稻作の継承

.....石本 敏也 1

#### 小特集 無形文化遺産政策のホットスポット・中国

—中國民俗学の経験から学ぶ—

文化遺産時代の民俗学—「間違った二元論(mistaken dichotomy)」を乗り越える .....菅 豊 33

民俗学者と現代中国の無形文化遺産保護 .....陳 勤建 42

(西村真志葉・訳／室井康成・校訂)

中国民俗学会と中国無形文化遺産保護の業務 .....葉 淳 48

(西村真志葉・訳／室井康成・校訂)

地方の無形文化遺産保護およびその多様な主体の役割について

—「紹興舜王廟会」を例に— .....陳 志勤 54

(西村真志葉・訳／室井康成・校訂)

無形文化遺産保護運動において

民俗学が直面する諸問題 .....施 愛東 59

(西村真志葉・訳／室井康成・校訂)

#### 書評

松尾恒一著『物部の民俗といざなぎ流』 .....永松 敦 67

大城公男著『八重山 鳩間島民俗誌』 .....高桑 史子 72

真野俊和著『日本民俗学原論一人文学のためのレッスン』

.....加藤 幸治 78

福田アジオ著『現代日本の民俗学—ポスト柳田の五〇年』

.....室井 康成 82

今井昭彦著『反政府軍戦没者の慰靈』 .....新谷 尚紀 87